

監査報告書

令和2年7月9日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 清家 篤 殿

監事 青柳 郁生 (青柳)

私は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

関連する法令および通知

1. 社会福祉法、社会福祉法施行令、社会福祉法施行規則
2. 社会福祉法人審査基準及び定款例（最終改正 平成31年3月29日／子発0329第10号、社援発0329第34号、老発0329第16号 別紙1・2）
3. 社会福祉法人審査要領（最終改正 平成30年3月30日／子発0330第1号、社援基発0330第2号、障企発0330第1号、老高発0330第1号 別紙）
4. 社会福祉法人会計基準（最終改正 平成30年3月20日／厚生労働省令第25号）
5. 社会福祉法人指導監査実施要綱：（最終改正 平成30年4月16日／子発0416第1号・社援発0416第2号・老発0416第1号）

監査報告書

令和2年7月9日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 清家 篤 殿

監事 木倉 敬之 

私は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

関連する法令および通知

1. 社会福祉法、社会福祉法施行令、社会福祉法施行規則
2. 社会福祉法人審査基準及び定款例（最終改正 平成31年3月29日／子発0329第10号、社援発0329第34号、老発0329第16号 別紙1・2）
3. 社会福祉法人審査要領（最終改正 平成30年3月30日／子発0330第1号、社援基発0330第2号、障企発0330第1号、老高発0330第1号 別紙）
4. 社会福祉法人会計基準（最終改正 平成30年3月20日／厚生労働省令第25号）
5. 社会福祉法人指導監査実施要綱：（最終改正 平成30年4月16日／子発0416第1号・社援発0416第2号・老発0416第1号）